

事務連絡
令和元年5月15日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当関係事務における年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との情報連携試験における活用事例の提供について

日頃より、障害保健福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構との情報連携試験の開始については、別添「年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との情報連携試験の開始について」（令和元年5月13日付け厚生労働省年金局事業企画課及び厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室事務連絡）により、周知されたところです。

これを受け、情報連携試験を効果的に実施する観点から、情報連携試験の活用事例（機構が提供する試験用の副本データに基づき作成した情報連携試験において活用していただくことを想定した事例の案）を別紙のとおり作成しましたので、先般、送付しました「特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について（平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）」と併せてご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、情報連携試験を通じて、試行運用の開始に向けた事務の習熟等が図られるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。